

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構

2009 年度定時評議員会議事録

日時 2009 年 4 月 14 日（火） 17：37～18：10

場所 岸記念体育会館 1 階 103 会議室

評議員総数：7 名

出席者 評議員：青山善充、梶谷剛、伍藤忠春、早田卓次、藤井正雄、森正博

市原則之（第 1 号議案（1）の審議の際には退席。同（2）以降の審議に出席）

監事：川原貴、辻居幸一

代表理事：道垣内正人

仲裁人候補者幹事：小寺彰（オブザーバー）

事務局：中須仁之、小川和茂、櫛田葉子

欠席者 評議員：遅塚研一

定款第 16 条第 2 項の規定により、藤井正雄評議員会長が議長をつとめ、2009 年度定時評議員会が開会され、以下のとおり審議された。

定足数の確認

議事に先立ち、定款第 23 条第 1 項に基づき、定足数の確認が行われた。6 名の評議員が出席であり、定足数が満されているため本評議員会が成立することが確認された。

第 1 号議案：役員（評議員 1 名・理事 1 名）の選任

（1）評議員の選任

2009 年 4 月 8 日付書面にて遅塚研一評議員から辞任届が提出されたため、定款第 19 条第 2 項（2）の規定により、後任者を選任する旨諮られた。この件に関し、議長から、「評議員の選任に関する規程」第 2 条に基づき、財団法人日本オリンピック委員会より 4 月 8 日付書面にて市原則之氏が推薦されていることの紹介があった。

協議の後、全員の一致をもって市原則之氏を評議員に選任した。

なお、退席していた同氏は着席の後、これを受諾した。なお、同氏の任期は、定款第 17 条により、前任者の残任期間と同一であり、2013 年 3 月 31 日までとなる。

(2) 理事の選任

2009 年 4 月 14 日付書面にて岩坪勝理事から辞任届が提出されたため、定款第 19 条第 2 項 (3) の規定により、後任者を選任する旨諮られた。この件に関し、議長から、「理事の選任に関する規程」第 2 条に基づき、財団法人日本障害者スポーツ協会より 4 月 7 日付書面にて吉田秀博氏が推薦されていることの紹介があった。

協議の後、全員の一致をもって吉田秀博氏を理事に選任した。なお、同氏の理事就任には、同氏から承諾書が提出されることが条件となる。

【配布資料 (1) (2)】

第 2 号議案：機構の今後のあり方

出席を認められた代表理事より機構の現状と問題点について説明があり、以下の通り意見の交換があった。

- ・当法人には、財政に関する問題及び当法人の存在やその意義が必ずしも正確に認識されていない問題の 2 つの問題がある。後者の当法人の存在やその意義が必ずしも正確に認識されていないことについては、今後、積極的に競技団体やスポーツ関係団体にスポーツ仲裁及びスポーツ調停の説明を行い、当法人について理解してもらう必要がある。
- ・当法人の理解を進める一つ的手段として、ホームページを利用して、競技団体とバナー等を使って相互リンクを張り、選手への呼びかけを行う必要がある。
- ・仲裁条項を採択していない競技団体に対して、早期の仲裁条項採択へ向けての働きかけが必要である。また、仲裁条項を採択しているか否かという点を、国からの補助金を受けの際の一定の指針にするという制度を設けるように働きかけをする必要がある。
- ・各競技団体に対し、強化費などの名目で、国によるスポーツへの投資がなされているが、強化費で任用した外国人コーチがその嘱託期間の終了とともに外国に帰ってしまい、必ずしもわが国のコーチの能力向上にはつながらず、有効的な投資となっていないという事例がある。税金を利用して強化を行っていくことに対する一定の制限や資格を設けるといった方向での議論を当法人としても行う必要がある。

以上この議事録が正確であることを証するため、定款第 26 条の規定により、議長及び出席した評議員のうち議長の指名により定められた早田卓次評議員が、次のとおり記名押印する。

以上

配付資料リスト

- (1) 一般財団法人日本スポーツ仲裁機構定款
- (2) 諸規則（基本財産維持管理規程、運用財産管理運用規程、評議員の選任に関する規程、理事の選任に関する規程、役員等に係る費用の支払いに関する規程、特別維持会員規程）
- (3) 2009 年度事業計画
- (4) 2009 年度収支予算書
- (5) 役員名簿（2009 年 4 月 1 日現在）
- (6) 電子メール利用承諾書

上記の通り相違ありません。

2009 年 5 月 11 日

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構評議員会

議長： 藤井 正雄 /s/

評議員： 早田 卓次 /s/